

健康保険法の一部を改正する法律案要綱

一 厚生労働大臣は、医療の提供体制の診療科目ごとの整備の状況、薬剤ごとのその使用量の見込みその他の医療の需給に係る状況等を勘案し、定期的に、及び必要があると認める場合には随時、療養の給付に要する費用の額の算定に係る厚生労働大臣の定めについて、必要な改定をするものとする。

(第七十六条の二関係)

二 この法律は、公布の日から施行すること。

(附則関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこと。